

豊川市図書館貸出票等広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市広告掲載要綱（平成18年10月13日施行。以下「要綱」という。）及び豊川市広告掲載基準（平成18年10月13日施行。以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、豊川市図書館等（豊川市中央図書館、豊川市音羽図書館、豊川市御津図書館、豊川市一宮図書館、豊川市小坂井図書館、豊川生涯学習センター、御油生涯学習センター、牛久保生涯学習センター及び八南生涯学習センターをいう。）における図書等の図書貸出票、予約確認表及び在架確認票（以下「貸出票等」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 貸出票等に掲載する広告の範囲は、要綱第6条に定めるところによるものとする。

(広告掲載の位置及び枠数)

第3条 広告の掲載箇所、掲載位置及び枠数は、次のとおりとする。

- (1) 掲載箇所 豊川市図書館等における貸出票等
- (2) 掲載位置 貸出票等の表面下部位置
- (3) 枠数 最大3枠

(広告掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、原則として1月単位とし、連続する掲載期間は、最大12か月とする。

(広告の掲載規格)

第5条 広告の掲載規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦4cm×横6cm以内
- (2) データ形式 GIF形式
- (3) 広告使用色 黒1色

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告の掲載の希望者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、公募により行うものとする。

2 前項の募集は、広告掲載枠に空きが生じた場合には、随時行うものとする。

(広告の募集申し込み)

第7条 広告掲載希望者は、豊川市図書館貸出票等広告掲載申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 同意書兼市税・国民健康保険料(税)滞納情報照会書(様式第2号)
- (2) 広告原稿(案)
- (3) 会社案内等(会社の概要が分かるもの)
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、要綱及び掲載基準の規定に基づき審査を行い、広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告掲載希望者が第3条第3号に規定する枠数を超えたときは、次に掲げる順位により広告の掲載の決定を行うものとする。なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

- (1) 第1順位 市内に本社若しくは本店を有する事業者又は商店街、専門店街等の連合体
- (2) 第2順位 市内に支店、営業所等を有する事業者
- (3) 第3順位 前2号のいずれにも該当しない事業者又は商店街、専門店街等の連合体

2 前項の規定によっても広告掲載希望者が第3条第3号に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

3 市長は、広告の掲載の決定をしたときは、豊川市図書館貸出票等広告掲載

決定通知(様式第3号)を広告掲載希望者に通知する。
不決定

(広告原稿の修正)

第9条 前条第3項の規定により通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、掲載する広告の内容について市長から修正の要請があった場合は、協議に応じなければならない。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更するときは、掲載開始日の2週間前までに豊川市図書館貸出票等広告掲載変更申込書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(掲載の取り消し)

第10条 市長は、次の各号に該当するときには、掲載期間中であっても直ちに広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する日までに広告掲載料が納付されないとき、又は納付する見込みがないとき。
- (2) この基準に定めるもののほか、広告の掲載に関する規程、法令等の規定に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載を継続することが適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、豊川市図書館貸出票等広告掲載決定取消通知書（様式第5号）を広告主に通知するものとする。

(広告の掲載の取り下げ)

第11条 広告主は、第7条第2項の通知を受け取った場合において、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、豊川市図書館貸出票等広告掲載申込取下げ届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(広告掲載料)

第12条 広告掲載料は、月額5,000円とする。

2 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに一括して納付しなければならない。

3 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市長が特別と認める場合には、この限りでない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の掲載の内容その他広告に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第 1 4 条 この基準に定めるもののほか、広告掲載の基準に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日から施行する。

この要領は、平成 2 9 年 1 1 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

豐川市図書館貸出票等広告掲載申込書

豊川市長 殿

所在地
名称
代表者氏名
電話番号

広告掲載希望期間 年度（ 年 月～ 年 月）	
広告の概要 ※広告で使用するフレーズなど	
広告主の概要 ※事業内容や活動内容など	
申し込みに係る担当者等 担当部署 担当者氏名 T E L F A X E-Mail	
添付書類 同意書兼市税・国民健康保険料（税）滞納情報照会書 広告原稿（案） 会社案内等（会社の概要が分かるもの） 市長が必要と認める書類	
備考 申し込みに当たっては、豊川市広告掲載要綱、豊川市広告掲載基準、豊川市図書館貸出票等広告掲載要領及び豊川市図書館貸出票等広告掲載募集要項の規定を遵守します。	

様式第2号（第7条関係）

広告掲載を希望される皆様へ

豊川市は、民間企業等との協働を図りつつ、新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与することを目的として、広告掲載事業を実施しています。

広告掲載にあたりましては、豊川市広告掲載要綱及び豊川市広告掲載基準において必要な事項を定めておりますが、広告掲載を円滑に完了するため、教育委員会中央図書館が皆様の市税及び国民健康保険料（税）に関する情報を豊川市財務部収納課に照会し、必要な確認を行う場合には、以下の同意書が必要となります。

ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

豊川市広告掲載基準（抜粋）

（広告を掲載しない業種等）

第3条第2項第7号 市税及び国民健康保険料（税）の滞納のある者

同意書

年 月 日

この度、広告掲載の申請を豊川市にするにあたり、豊川市教育委員会中央図書館が当方の市税及び国民健康保険料（税）の滞納の有無に関する情報を豊川市財務部収納課に照会・確認することに同意します。

申請者

氏名（社名） _____

住所（所在地） _____

市税・国民健康保険料（税）滞納情報照会書（広告掲載事業用）

年 月 日

財務部収納課長 殿

教育委員会中央図書館長

上記の同意書に係る申請者の市税及び国民健康保険料（税）について、滞納の有無を回答願います。

市税・国民健康保険料（税）滞納情報照会書（広告掲載事業用）

年 月 日

教育委員会中央図書館長 殿

財務部収納課長

上記照会に係る申請者の市税及び国民健康保険料（税）について、下記のとおり証明する。

記

滞納の有無 有 ・ 無

様式第3号（第8条関係）

豊川市図書館貸出票等 決定 決定 通知

第 号
年 月 日

様

豊川市長 氏 名 印

下記のとおり貸出票等への広告の掲載を決定・不決定とします。

記

[illegible]

様式第 4 号（第 9 条関係）

豊川市図書館貸出票等広告掲載変更申込書

年 月 日

豊川市長 殿

所在地
名称
代表者氏名
電話番号

下記のとおり貸出票等への広告の掲載内容の変更を申し込みます。

記

広告掲載変更年月日 年 月 日
変更項目及び変更内容
掲載広告のイメージ

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

豊川市図書館貸出票等広告掲載決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

豊川市長 氏 名 印

下記のとおり、貸出票等への広告の掲載の決定を取り消します。

記

広告掲載決定の番号及び年月日 第 号 年 月 日
取り消し年月日 年 月 日
掲載広告のイメージ
取消しの理由

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

豊川市図書館貸出票等広告掲載申込取下届

年 月 日

豊川市長 殿

所在地
名称
代表者氏名
電話番号

豊川市図書館貸出表票等への広告の掲載の申し込みは、取り下げます。

記

申込年月日
年 月 日
広告掲載のイメージ
取下げの理由
備考